附　則

この命令は、平成二十八年八月一日から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第十一号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産大臣　森山　裕

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三十四号ハ中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同号ニ中「第五十九条第一項ただし書」を「第五十九条第一項ただし書」に改める。

第二条第四項	
4　法律第百二十六号）第二条第四項各号に掲げる救済金融機関等（同法第百二十六条の二第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。）同法第百二十六条の二第二項に規定する特定合併等（同法第百二十六条の二第二項に規定する特定合併等をいう。）に係る同法第百二十六条の二第一項に規定する特定救済金融機関等（同法第百二十六条の二第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。）に係る同法第百二十六条の二第二項に規定する特定救済金融機関等（同法第百二十六条の二第二項に規定する特定救済金融機関等をいう。）に係る同法第百二十六条の二第四項各号において同じ。）又は同法第百二十六条の二第三項に規定する特定合併等（同法第百二十六条の二第三項に規定する特定合併等をいう。）に係る同法第百二十六条の二第四項各号において同じ。）について、当該銀行又は当該銀行と同じ。）につい	4　銀行が適格性の認定等に係る同法第六十五条の十第一項に規定する特定合併等（同法第六十五条の十第一項に規定する特定合併等をいう。）に係る同法第六十五条の十第二項に規定する特定合併等（同法第六十五条の十第二項に規定する特定合併等をいう。）に係る同法第六十五条の十第四項各号において同じ。）又は同法第六十五条の十第五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第三十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第三十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第四十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第四十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第五十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第五十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第六十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第六十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第七十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第七十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第八十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第八十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第九十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第九十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百二十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百二十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百三十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百三十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百四十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百四十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百五十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百五十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百六十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百六十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百七十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百七十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百八十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百八十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第百九十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第百九十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百二十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百二十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百三十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百三十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百四十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百四十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十三項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十四項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十四項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十五項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十五項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十六項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十六項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十七項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十七項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十八項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十八項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百五十九項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百五十九項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百六十項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百六十項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百六十一項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百六十一項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百六十二項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百六十二項に規定する特定承継会社をいう。）に係る同法第六十五条の十第二百六十三項に規定する特定承継会社（同法第六十五条の十第二百六十三項に規定する特定承継会社をい